

国と地方自治体の関係を対等と定めた地方自治制度を尊重し 沖縄県との協議に速やかに応じることを政府に求める意見書

政府は2月6日、辺野古沖「埋め立て承認取り消し」訴訟の最高裁判決を理由に、大型コンクリートブロックを名護市大浦湾の臨時制限区域内に投下するなど、辺野古新基地建設に向け大規模な海上工事に着手した。

しかし、政府が工事着工の根拠とするこの最高裁判決は、知事の権限の一つである「埋め立て承認取り消し」処分が行政手続きとして適切か否かに絞って争われた訴訟の判決であり、この判決をもって「辺野古新基地建設」の正当性が裁判所に全面的に認められたというものではない。また、工事の強行は、政府と地方自治体の関係を対等と定めた地方自治制度を根本から否定する行為と言わざるを得ない。

2004年5月20日、『統治機構のあり方に関する調査小委員会』に向け衆議院憲法調査会事務局が『中央政府と地方政府の権限のあり方』に関する基礎的資料を策定した。ここでは、地方自治の意義とともに、憲法第92条（地方自治の本旨の確保）について、次のように述べている。

憲法第92条の「地方自治の本旨」の意味について、一般には住民自治と団体自治の二つの原則によって構成されているとしており、団体自治については、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという自由主義的・地方分権的要素である。国等からの関与をできるだけ必要最小限度にとどめ、当該団体の自主性・自律性を最大限に発揮させ公的事務を処理することが要請されるとしている。

沖縄県民の大多数が反対しているもと、国が沖縄県民の意に反し辺野古新基地建設を一方向的に進めることは許されるものではない。国は、国と地方自治体の関係を対等と定めた地方自治制度を尊重すべきである。

よって、本市議会は、国に対し、誠実に沖縄県と協議し話し合う場を早急に持つよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月30日

堺市議会

衆議院議長	—各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
防衛大臣	